

八代市協働のまちづくり推進計画

みんなで一緒にやつしろづくり



八代市では、市民、地域協議会、事業者、市民活動団体等と市が協力して地域課題の解決に取り組む「協働」の推進をまちづくりの方針と位置づけ、令和元年8月に「八代市協働のまちづくり推進条例」を施行しました。この条例では、まちづくりのための市民のみなさんと市の役割を明らかにし、市民参加と協働を進めるための基本的な事項を定めています。

そこで、条例に示された仕組みを具現化し、実効性を確保するため、「八代市協働のまちづくり推進計画」を策定しました。

協働のまちづくりとは？

協働のまちづくりとは、市民等（※）、事業者及び市の各主体が目的を共有し、連携・協力しながら自分たちの暮らしやすいまちをつくるために取り組むことによって、様々な地域課題の解決や公共サービスの提供を可能とし、「安らぎと活力のある地域社会の実現」を目指すものです。

各主体の役割

市民の役割

まちづくりの主体であることを認識し、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参加し、協力するように努める等。

(例)



地域の情報に関心を持つ



市のアンケートに答える



自主防災訓練に参加する

地域協議会の役割

住民相互の交流と支え合いを通して、良好な地域社会をつくりあげる活動に主体的に取り組む等。

(例)



地域交流イベントの開催



地域防犯活動



活動の情報を発信する

市の役割

市民等が市政について自ら考え、参加することができるよう、市民等が必要とする情報を積極的に分かりやすく提供する等。

(例)



パブリックコメント



ワークショップ



説明会の開催

計画の目的・目標

目的 「安らぎと活力のある地域社会の実現」

目標

- 市民等が地域や市政に関心をもち市民活動・行政活動に積極的に参画する
- 多様な主体同士が連携・協力し、地域課題の解決に向けて取り組む

計画期間

本計画期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

計画の位置づけ

本市で最も上位に位置付けられる総合的な計画である第2次八代市総合計画を踏まえ、また各種分野計画との整合性を図りながら、本計画を推進していきます。

こんな時はどうしたらいいの？

わかりやすい情報がほしいな

もっと地域の情報が知りたいな

困った！ 次の役員のなり手がいない

いくつも役員をするのは、大変だ

もっと地域活動に参加してもらいたいな

活動したいけど、お金がたりないよ

コミュニティセンターの利用者が少ないわ

※市民等とは、市内に居住する人、市外から市内に通勤・通学する人、市内で地域活動及び市民活動等様々な活動を行っている個人や団体（自治会、地域協議会、NPO、ボランティア団体など）をいいます。

計画の柱【4本の柱】

目標に向けて課題を解決するために、本計画では協働のまちづくりの基盤となる重要な取り組みを「4本の柱」として設定し、計画期間の5年間、この柱を重点的に推進していきます。また、市の取り組みはもとより、市民や地域協議会などそれぞれの主体の役割を定め、これらの柱の項目を達成できるように取り組みを進めます。

目標	課題	計画の柱 (計画期間の5年間で取り組む重要な事項)
市民等が地域や市政に関心を持ち市民活動・行政活動に積極的に参画する	情報の共有化	柱1 情報の発信 地域活動や協働のまちづくりの情報、市政の情報を発信することに重点を置き、市民等の参画を推進します。
	人材の育成	柱2 人材の発掘・育成 地域活動に参加する意識の醸成を図るとともに、まちづくりの担い手の発掘やリーダーの育成を図ります。
多様な主体同士が連携・協力し地域課題の解決に向けて取り組む	組織運営の強化	柱3 地域自治の活性化 地域協議会を中心として、地域課題の解決に向けた様々な活動に取り組むため、地域自治の活性化を図ります。
	まちづくりの拠点活用	柱4 拠点施設の活用・整備 まちづくり活動または地域活動の拠点施設として、コミュニティセンターの積極的な活用及び整備を図ります。

●**地域自治**とは、地域コミュニティ（範囲として町内、区内、校区等）において、市民が地域課題（地域の防災・防犯、自然環境の保全、地域の美化、健康づくり、高齢者福祉、伝統文化の継承等）を解決するために取り組み、安心して暮らせる住みやすいまちをつくらうとする自主的、自律的な活動をいいます。



柱ごとの取り組み

柱1 情報の発信

推進項目	内容
地域情報の発信	協議会だより・コミュニティセンターだより等を通じ、地域に関する様々な情報の提供を行います。
情報交換会の開催	地域課題の解決に向けて独自の取り組みを行う地域協議会や市民活動団体などがその活動内容を周知・発表する場として、情報交換会を開催します。
活動情報の発信	地域協議会や市民活動団体、事業者などの活動情報を独自のホームページやラジオ、ケーブルテレビ、SNS、情報誌などにより、幅広く発信します。
市政の進捗状況等の公表	市政に関する各種計画の進捗状況等について、広報紙やホームページ等により公表します。
情報公開と透明性の確保	地域のまちづくりに関する情報を積極的に公開し、その取り組み内容の透明性を高めるとともに、共有することで、さらなる協働意識の醸成を図ります。
市職員への地域情報提供	地域協議会や市民活動団体のイベント情報などを市職員へ情報提供し、積極的な地域活動等への参加を促します。
多様な参画機会の提供	市の施策や事業を実施するにあたり、住民説明会や意見交換会、ワークショップ、アンケートなど多様な参画の機会を提供することで市政への参画と理解の促進を図ります。

柱2 人材の発掘・育成

推進項目	内容
人材の発掘	地域のイベント等を通じて、専門的な経験や能力を持った人材を発掘し、それらを地域活動等に活かせる仕組みをつくります。
次世代のまちづくり担い手育成	世代間交流や職場体験、ワークショップなどを通して、まちづくりが地域の人々と関係機関の協力によって行われていることを理解してもらい、協働のまちづくりに参画する意識づくりを行うことで、次世代の担い手育成を図ります。
まちづくりリーダーの養成	地域のリーダーや活動の担い手となる人材を対象に、それぞれの活動の継続性や自律性を高め、事業の活性化を図るための研修機会の充実を図ります。
人材育成に関する講座等の開催	人材の発掘・育成を図るため、多様な主体同士が連携し、各種講座やセミナーなどを開催します。
市民フォーラム等の開催	市民参加と協働を推進するため、定期的に協働のまちづくりに関する市民フォーラムや講演会を開催します。
市職員研修の充実	「地域住民と協働」ができる市職員の育成のために、協働に関する研修の充実を図ります。

柱3 地域自治の活性化

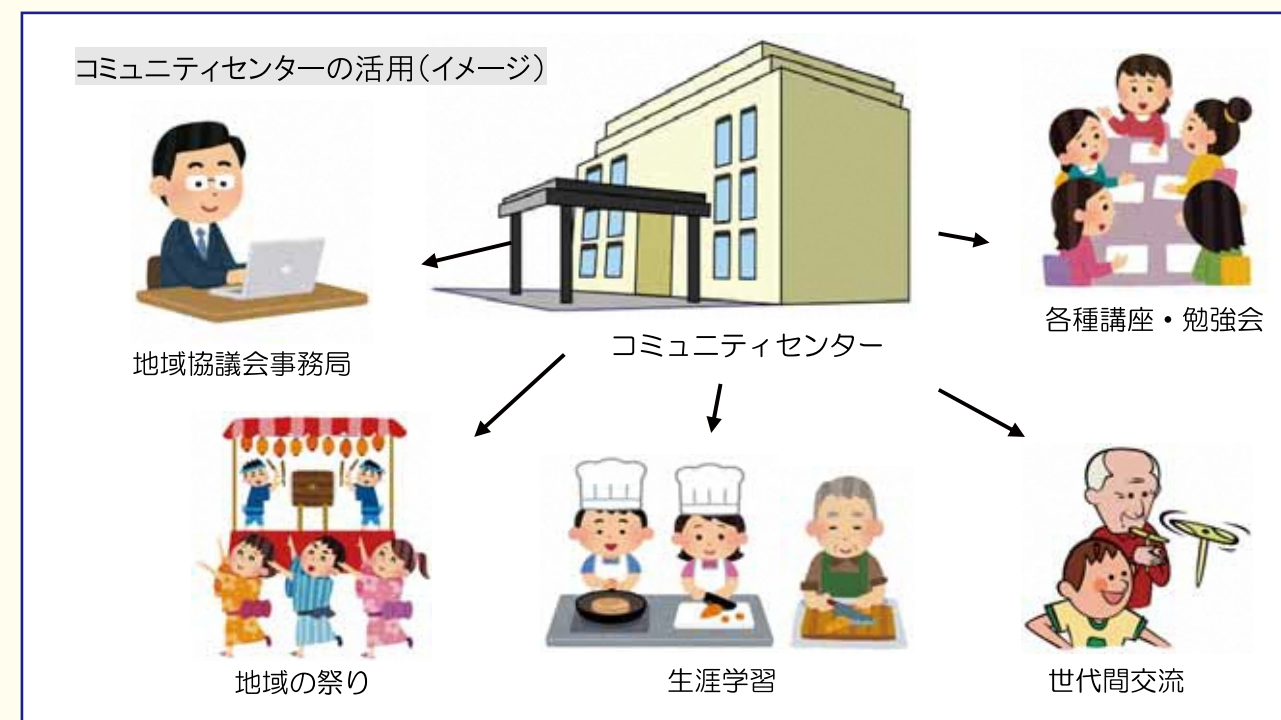
推進項目	内 容
自治会への加入啓発	協働の重要な担い手である自治会の構成員の増加を図るため、自治会への加入について啓発します。
人的ネットワークの構築	地域協議会の構成団体や部会などの様々な活動を通して人的ネットワークの構築を推進します。
住民が参加しやすい環境の整備	多くの地域住民がまちづくりに携われるように意見を吸い上げる仕組みの構築に努めます。
参加意識の向上	地域の特性をイメージするデザインを広く募集するなどまちづくりを身近に感じられるようなきっかけを作り、まちづくりへの参加意識を高めます。
既存団体との連携	事業者や市民活動団体など地域に存在する団体に参画してもらい、協力して事業を実施できるよう努めます。
地域と教育機関の連携	地域協議会与大学や専門学校などの教育機関とが連携して地域の課題解決に向けた取り組みを実施し、地域の活性化につなげます。
交付金・補助金制度の活用促進	一括交付金制度の見直しを図ります。また、地域の主体的なまちづくり活動を支援するため市補助金制度の活用を推進します。
各種補助金制度の活用	地域コミュニティは自主的・主体的な活動を行う財源として、国県補助事業をはじめ事業者等の各種補助金制度を積極的に活用します。
提案型協働事業の活用	地域協議会や市民活動団体が事業者等に対し、まちづくりに関する事業を提案し、その資金等を提供していただくなど、提案型協働事業の活用を図ります。
自主財源の確保	地域の特性や資源を生かして、自主財源を確保する仕組みを構築し、組織運営の基盤強化につなげます。
地域アドバイザーによる支援	市職員を地域アドバイザーとしてコミュニティセンター等に配置し、地域と市との連絡調整や地域のまちづくりの側面的支援を行います。
支所等との連携による地域振興	地域の特性や資源などを活用したイベントの開催や地域の実情に即した課題を解決するため、支所やコミュニティセンターが中心となり、市と地域協議会が連携して地域振興に取り組みます。

●**地域アドバイザー**とは、八代市市民活動政策課職員（コミュニティセンター常駐の市職員を含む）、支所の地域振興課職員のことをいいます。



柱4 拠点施設の活用・整備

推進項目	内 容
コミュニティセンターの利活用促進	コミュニティセンターの管理については、市と地域協議会が協働で行い、地域の活動拠点として積極的な利活用を促進します。
各種事業の開催	コミュニティセンターを利用し、地域の課題解決、学習ニーズに対応した事業を開催します。
コミュニティセンターの整備	地域の活動拠点であるコミュニティセンターについては、老朽化への対応や利用者の安全性確保のため、計画的に改修や修繕を行うとともに、地域協議会との協働により利用者層の拡大を図るための環境整備を行います。
コミュニティセンターに関する情報の充実	ホームページ上にコミュニティセンターを含む市の施設の専用サイトを設けるなど、施設利用に関する情報を集約し、わかりやすく提供します。



計画の推進体制

本計画を着実に実行していくため、学識経験者や各種団体長などの市民で構成する「(仮)協働のまちづくり推進委員会」により検証を行い、効果的・効率的な施策の展開に努めていきます。

また、PDCAサイクルを活用したマネジメントを行っていきます。



表紙の説明

「モグラ打ちのツトづくり」

「夕涼みお話し会」

「ウェルネス婚」
(結婚60周年の祝い)

「環境学習」

「どんどや」

「将来の地域ビジョン発表」

「子育てサークル」

八代市協働のまちづくり推進計画パンフレット 令和3年3月発行

八代市市民環境部市民活動政策課

〒866-8601

八代市松江城町1番25号

電話：0965-33-4482 FAX：0965-33-5033

Email：shiminkatsu@city.yatsushiro.lg.jp

ホームページ：http://www.city.yatsushiro.lg.jp
